鳴沢村宅配ボックス購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による再配達を減少させ、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進することを目的に、宅配ボックスを設置する村民に対し、予算の範囲内で鳴沢村宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象）

第２条　補助金の対象となる宅配ボックス（以下「補助対象宅配ボックス」という。）は、鍵又はダイヤル錠等による盗難防止機能を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　宅配物の受取を目的とした製品であること（リース及びレンタル品並びに自作のものを除く。）。

（２）　令和７年４月１日以降に購入されたものであること。

（３）　戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　補助金の申請日において、本村に住所を有し、自ら居住する住宅に補助対象宅配ボックスを設置した者

（２）　補助対象宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が自ら所有するものでない場合においては、その所有者等から設置の同意が得られている者

（３）　補助対象宅配ボックスについて、国、本村又は他の地方公共団体等から購入に係る費用の補助を受けていない者

（４）　本人及び本人と同一世帯に属する者が村税等を滞納していない者

（５）　鳴沢村暴力団排除条例（平成２４年鳴沢村条例第９号）第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等でない者

２　前項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助を受けた者（当該補助を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。）は、新たにこの要綱による補助を受けることができない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象宅配ボックスの購入費用（消費税及び地方消費税相当分を除く。）とする。ただし、設置費、運搬費及び工事費等を除く。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、１万円を上限とする。

（交付申請及び報告等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和８年３月１０日までに、鳴沢村宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１）　チェックシート

（２）　補助対象宅配ボックス購入に係る領収書及び内訳書の写し

（３）　補助対象宅配ボックスの仕様等が確認できるカタログ等の写し

（４）　補助対象宅配ボックスの設置を確認できる写真

（５）　申請者の振込先口座の情報が分かるものの写し

（６）　本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

（７）　その他村長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第７条　村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者が指定した金融機関への振込払いをもって交付決定に代えるものとする。

２　村長は、前項の審査により、給付することが適当でないと認めるときは、鳴沢村宅配ボックス購入費補助金不交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第８条　村長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第９条　この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた５万円（消費税及び地方消費税相当分を除く。）を超える宅配ボックスについては、金属製のものは３年、その他のものは２年を経過するまでは、村長の承認を受けないで、補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。

２　前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第３号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　村長は、前項の承認をする場合は、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができるものとする。

（補助金に関する周知）

第１０条　村長は、事業の実施に当たり、補助対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報紙その他の方法により村民への周知に努めるものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第７条の規定により交付決定を受けている者に係る第８条及び第９条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。